

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 144 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 144 条第 2 項により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 6 月 30 日

千葉地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 29 号

対象土地 市川市原木三丁目 1017 番 2

市川市原木三丁目 1016 番 1

手続番号 令和 7 年第 30 号

対象土地 市川市原木三丁目 1019 番 2

市川市原木三丁目 1020 番

手続番号 令和 7 年第 31 号

対象土地 市川市原木三丁目 1019 番 1

市川市原木三丁目 1020 番

手続番号 令和 7 年第 32 号

対象土地 市川市原木三丁目 1019 番 1

市川市原木三丁目 1021 番

手続番号 令和 7 年第 33 号

対象土地 市川市原木三丁目 1019 番 1

市川市原木三丁目 1022 番

手続番号 令和 7 年第 3 4 号

対象土地 市川市原木三丁目 1 0 2 3 番

市川市原木三丁目 1 0 2 2 番

2 関係人の氏名又は名称

松永順和

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定をした旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に
交付する。